



様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
2024年6月25日	
豊 田 市 長 殿	
提出者	
住 所 豊田市豊栄町1丁目117番地	
氏 名 株式会社伊藤工務店 豊田支店	
取締役支店長 伊藤 敬	
電話番号 0565-28-1491	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社伊藤工務店 豊田支店 (豊田市内各現場)
事業場の所在地	豊田市豊栄町1丁目117番地
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06. 総合工事業
② 事業の規模	8,526百万円 (2023年度豊田支店全体売上高)
③ 従業員数	58名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	元請 廃棄物発生者として委託契約により 100%中間処理業者へ委託 (産業廃棄物管理票管理) ※自社に中間処理施設、最終処分場は保有せず

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 設計段階での改善 2. 施工段階での改善 3. 材料のブレ加工 4. 配線等のユニット化 5. 材料の無包装化 6. 機器類の簡易梱包化 7. 分別の奨励と再利用の促進		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記取り組みを継続して実施		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、廃プラスチック類、金属くず、木くず、廃石膏ボード、ダンボールなど、工事現場の状況に応じ数品目に分別 ・ 生活系ゴミ（一般ゴミ）持ち帰りの徹底
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記取り組みを継続して実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再資源化施設や再利用業者へ処理を委託し、最終処分量の低減を図る		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・上記取り組みを継続して実施		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書

2024年6月25日

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

排出量: t

①現状	【前年度(2023年度)実績】																						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラ類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス 陶磁器くず	石膏 ボード	がれき類	コンクリート 破片	アスファルト 破片	混合 (安定型)	混合 (管理型)	(石綿)混 合廃棄物	(石綿) ガラスくず	(石綿) 廃プラ類	(石綿) がれき類	水銀使用 HIDランプ	蛍光灯	廃石綿	計
	排出量	0.0	0.0	147.6	33.6	57.3	0.0	116.1	58.8	91.6	20.4	5,653.1	585.7	2.2	52.9	0.8	69.0	0.4	62.2	0.0	0.0	0.0	6,951.6
②計画	【目標】																						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃アルカリ	廃プラ類	紙くず	木くず	繊維くず	金属くず	ガラス 陶磁器くず	石膏 ボード	がれき類	コンクリート 破片	アスファルト 破片	混合 (安定型)	混合 (管理型)	(石綿)混 合廃棄物	(石綿) ガラスくず	(石綿) 廃プラ類	(石綿) がれき類	水銀使用 HIDランプ	蛍光灯	廃石綿	計
	排出量	0.0	0.0	132.9	30.2	51.6	0.0	104.4	52.9	82.4	18.4	5,087.8	527.1	1.9	47.6	0.7	62.1	0.3	55.9	0.0	0.0	0.0	6,256.4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

排出量: t

[illegible]